

2014年 3月14日
(平成26年)

藤 沢 市 長
鈴 木 恒 夫 様

藤沢市情報公開制度運営審議会
会 長 木 内 榮 一

第14期藤沢市情報公開制度運営審議会の任期を終えるに当たり（報告）

藤沢市情報公開制度運営審議会は、藤沢市における情報公開制度の公平かつ円滑な運営を推進するため、1986年（昭和61年）に発足しました。任期は1期2年で、以来、14期にわたり社会情勢の変化等に対応し、より良い制度へと改善を図るため審議を重ねてきました。委員は、現在、学識経験者3人及び公募市民4人の計7人で構成されています。

第14期審議会は、2012年（平成24年）4月に発足し、全体会を8回、報告書起草部会を3回開催し、開かれた市政の実現のため制度の運用状況や制度の趣旨・目的からみた問題点等について審議を行い、その都度必要な意見表明等を行ってきました。

情報公開制度は、市民の知る権利を確保するという観点のみならず、制度そのものが行政改革の観点からも重要であることを再確認した上で、社会の変化等に対応し、今後とも制度運営の見直しを図っていく必要があります。

本年3月末をもって第14期審議会委員の任期が終了するに当たり、ここに2年にわたる審議内容を取りまとめ、報告します。

1 制度の運用状況について

本市における情報公開制度の利用状況についてみますと、表1のとおり、平成24年度は、利用者数が7,186人、公開請求件数が115件、情報提供件数が6,318件となっています。平成25年度は、4月から12月までですが、利用者数が5,208人、公開請求件数が134件、情報提供件数が4,863件となっており、これを前年の同時期と比較してみますと、利用者数及び情報提供件数は若干の減少ないし横ばいですが、公開請求件数は約1.5倍に増加しています。

また、公開請求の処理状況をみますと、表2のとおり、平成25年度は公開請求件数の増加に対応して、その処理件数も前年の同時期に比べ1.5倍以上に増加しています。また、処理の内容については、承諾（32件）及び一部承諾（72件）が全体の8割近くを占めています。

さらに、公開請求を行った請求者について、市内・市外等の内訳は、表3のとおりです。

なお、県下の他市における情報公開制度の運用状況については、各市が独自に制度を設けていること、ホームページへの利用状況の掲載内容に違いがあること等から一概に対比できませんが、本市における制度の利用実績は、他の人口規模の近い市と大きな差異はないと思われます。

表1 情報公開制度の利用状況

年 度	利用者数 (人)	公開請求件数 (件)	情報提供件数 (件)	合 計 (件)
平成24年	7,186	115	6,318	6,433
4月～12月	5,442	86	4,841	4,927
平成25年	5,208	134	4,863	4,997
4月～12月				

表2 処理状況

(単位：件)

年 度	承諾	一部承諾	拒否	却下	取下げ	審査中	合 計
平成24年	34	59	9	2	9	2	115
4月～12月	26	45	6	1	7	1	86
平成25年	32	72(2)	9	2	19	3	137(2)
4月～12月							

(注)1 表中、() は、前年度受付にかかる処理件数で、内数である。

2 1 件の公開請求で複数の部門に係わるものがあるため、表 1 の公開請求件数と表 2 の処理状況の合計件数とは必ずしも一致しない。

表 3 公開請求の請求者内訳

(単位：件)

年 度	市内の個人	市内の法人 その他の団体	その他のもの	合 計
平成 24 年	7 4	6	3 5	1 1 5
4 月～12 月	5 9	4	2 3	8 6
平成 25 年	7 3	2	5 9	1 3 4
4 月～12 月				

2 情報公開制度運営審議会開催状況

回数	開催日	審議内容
第 1 回	2012 年 5 月 11 日	1. 会長の選出 2. 副会長の選出 3. 第 1 4 期藤沢市情報公開制度運営審議会運営要領 (案) について 4. 平成 2 3 年度情報公開制度運用状況について 5. 第 1 3 期藤沢市情報公開制度運営審議会の審議結果 について
第 2 回	2012 年 10 月 17 日	1. 第 1 回審議会議事録の確認について 2. 情報公開制度の運用状況 (4 月～8 月) について
第 3 回	2013 年 2 月 27 日	情報公開制度の運用状況 (9 月～1 月) について
第 4 回	2013 年 5 月 29 日	平成 2 4 年度情報公開制度の運用状況について
第 5 回	2013 年 8 月 26 日	情報公開制度の運用状況 (4 月～6 月) について
第 6 回	2013 年 10 月 30 日	情報公開制度の運用状況 (7 月～9 月) について
第 7 回	2014 年 1 月 31 日	情報公開制度の運用状況 (1 0 月～1 2 月) について
第 8 回	2014 年 3 月 14 日	情報公開制度の運用状況 (1 月～2 月) について

3 不服申立ての状況について

第14期情報公開制度運営審議会では、制度の運用状況について、事務局からの報告を確認する中で、特に不服申立て制度の仕組みや本市における不服申立ての状況について審議しました。

本審議会にて調査審議した事項について報告します。

(1) 不服申立て

不服申立ては、公開請求を受けて実施機関が行った全部又は一部非公開決定などの行政処分に対し、当該「処分に不服のある者が、その違法性又は不当性を審査させ、もって違法又は不当行為の是正を請求する手続き」です。

不服申立てを受けた実施機関は、原則としてその不服申立てについて情報公開審査会に諮問しなければなりません。

※藤沢市情報公開条例解釈運用基準（112頁抜粋）

第18条（情報公開審査会への諮問）

諾否決定について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、第21条第1項の規定により設置された藤沢市情報公開審査会（次条において単に「藤沢市情報公開審査会」という。）に諮問し、その議に基づいて、当該不服申立てについての決定をしなければならない。

— 解釈 —

- 1 「行政不服審査法による」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に不服のある者は、法の規定に基づき不服申立てをすることができるとされている。また、「処分」とは、一般的には行政庁が法令に基づき優先的立場において国民に権利を設定し、義務を課し、その他具体的な法律上の効果を発生させる行為をいうものとされており、この条例の規定による請求の諾否決定が「処分」に当たるものである。
- 2 「不服申立て」とは、行政庁の処分に不服のある者が、当該行政庁に対し、その違法性又は不当性を審査させ、もって違法又は不当行為の是正を請求する手続きであり、この条例においては、諾否決定をした実施機関に対するものである。
- 4 実施機関は、不服申立てがあつた場合において、当該不服申立てに対する決定を行うに当たっては、各号に掲げる場合を除き審査会へ諮問しなければならないもの

である。

(2) 藤沢市情報公開審査会

藤沢市情報公開審査会は、実施機関からの諮問に応じて、不服申立て決定の内容について審議し、実施機関に対して、決定の当否について答申します。諮問から答申までの事務手続きの流れは、次のとおりです。

- i) 実施機関から審査会へ諮問書の提出
- ii) 審査会から実施機関へ非公開理由説明書の提出要請、実施機関から審査会へ同説明書の提出
- iii) 異議申立人から審査会へ意見書の提出
- iv) 審査会から実施機関へ対象文書の提出要請、実施機関から同文書提出
- v) 実施機関への意見聴取
- vi) 異議申立人への意見聴取
- vii) 審査会による審議
- viii) 審査会から実施機関への答申

また、審査会は、現在委員5人体制で月1回の開催で運営されています。

(3) 本市の状況

これまでの藤沢市情報公開審査会における答申の内容を見ると、おおむね異議申立ての7割は実施機関が非公開とした情報の一部又は全部公開を認める答申であり、実施機関の諾否判断を妥当とする答申は2割でした。

また、審査会における審査の状況を見ると、実施機関による審査会への諮問から審査会の答申が出るまでにおおむね9、10か月を要しています。

なお、平成24年度における本市の不服申立て状況は次のとおりです。

不 服 申 立 て の 件 数 (件)	答 申 件 数 (件)	諮 問 从 答 申 从 の 期 間 (日)	答 申 結 果 (件)					
			一 部 認 容	認 容	小 計	棄 却	取 下 げ	合 計
8	7	297.5	5	1	6	1	0	7

(4) 他自治体の状況

本市の状況を踏まえ、県内19市及び神奈川県のうち、平成24年度中に答申が出され、かつ、インターネット上に不服申立て状況を公表している自治体を調査したところ、次のとおりの結果となりました。

なお、神奈川県や、横浜市、川崎市、相模原市の政令指定都市では部会制を敷いており、1部会の構成を委員3人として、複数の部会により審議の促進を図っている例もありました。

自治体名	人口 ※(1)	不服申立ての件数 (件)	答申件数 (件)	諮問から答申までの期間 (日)	答申結果 (件)					
					一部認容	認容	小計	棄却	取下げ	合計
神奈川県 ※(2)	9,083,839	15	6	324.7	1	0	1	5	0	6
横浜市 ※(3)	3,703,258	114	121	254.5	7	3	10	111	0	121
川崎市 ※(4)	1,450,097	0	3	683.7	1	0	1	2	0	3
相模原市 ※(5)	721,155	4	4	219.3	2	0	2	2	0	4
横須賀市 ※(6)	409,340	2	1	328.0	1	0	1	0	0	1
厚木市 ※(7)	225,020	3	1	157.0	1	0	1	0	0	1
鎌倉市 ※(8)	173,448	6	6	217.2	2	0	2	4	0	6

※(1)人口は2014年(平成26年)1月1日現在の数値。

※(2)不服申立て件数及び答申件数については神奈川県ホームページ「平成24年度運用状況年次報告書(概要版)」2頁(<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/630514.pdf>)、答申結果については同ホームページ「平成24年度神奈川県情報公開審査会の答申」(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f12427/p447568.html>)を参照。

※(3)不服申立て件数及び答申件数については横浜市ホームページ「横浜市の情報公開と個人情報保護平成24年度運用状況報告書」10頁(<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shiminjoho/kokai/unyou/24unyou.pdf>)、答申結果については同ホームページ「横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申一覧」(<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shiminjoho/shin-sakai/toshin/h24.html>)を参照。

※(4)不服申立て件数及び答申件数については川崎市ホームページ「川崎市の情報公開(平成24年度運営状況報告書)181頁」(<http://www.city.kawasaki.jp/160/cmsfiles/contents/0000050/50373/24koukai.pdf>)、答申結果については同ホームページ「公文書開示請求にかかる答申一覧(平成21年度~最新)」(<http://www.city.kawasaki.jp/160/page/0000037947.html>)を参照。

※(5)不服申立て件数、答申件数及び答申結果については相模原市ホームページ「情報公開・個人情報保護審査会答申書(情報

- 公開に関するもの」(<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shikumi/jyohokokai/005135.html>)を参照。
- ※(6)不服申立て件数、答申件数及び答申結果については横須賀市ホームページ「横須賀市情報公開審査会」(<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0250/koukai/tousin.html>)を参照。
- ※(7)不服申立て件数及び答申件数については厚木市ホームページ「平成24年度情報公開・情報提供制度の運用状況」(http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/shisei/jouhou/koukaiseido/jyouhoukoukaiunnyoujyoukyou/d026500_d/fil/H24unnyou.pdf)、答申結果については同ホームページ「情報公開審査会答申」(<http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/shisei/jouhou/koukaiseido/toushin/index.html>)を参照。
- ※(8)不服申立て件数については鎌倉市ホームページ「情報公開制度・個人情報保護制度平成24年度運用状況報告書」8頁(<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/soumu/documents/24unyouhoukoku.pdf>)、答申件数及び答申結果については同ホームページ「情報公開個人情報保護審査会答申一覧」(<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/soumu/sinsakaitousin.html>)を参照。

4 審議を踏まえて

以上の点を踏まえて、審議会としての結びにあたり、不服申立ての状況を調査した結果を2点報告します。

(1) 不服申立ての処理期間

情報公開審査会の審議は、高度の専門的判断を要することから、情報公開制度に関する識見を有し、かつ、公正な判断を成し得る者による慎重な審議が行われていますが、実施機関の諮問から審査会の答申までには、相当の期間を要します。

本市の状況を見ると、他自治体と比べて著しい遅滞が見られるとまではいえませんが、過去においては29回審議したという事例もあります。

一方、本市情報公開審査会における不服申立ての処理は、原則的に実施機関からの諮問順により行われていますが、ひとつの案件にかかる審議が長期化すると、他の案件の処理期間に影響していることが見受けられます。

この処理期間について、行政不服審査法には手続きに関する日数の制限規定はありませんが、審査会からの求めに応じる文書提出までの期間など、実施機関の努力によっては速やかな対応が可能な部分もあると推測されます。

実施機関が行った諾否決定を不服とする請求者への救済手続きとして、不服申立てにかかる処理期間については、より一層の短縮化が図られることを期待します。

(2) 理由付記について

異議申立ての中には、『実施機関が「公開することができない部分の理由」として、「条例第6条第○号に該当するため」などと単に根拠規定を示しているが、非公開情報のどの部分にどのような根拠規定が適用されるのか、な

ぜその規定に該当するのかの説明がない』との主張が見受けられました。

一方、実施機関側についても、諾否決定までの期間が15日以内とされていることから、十分な検討が行い得ないとの事情も推察できます。

しかし、ていねいな理由説明が開示請求者になされれば、異議申立て件数の減少につながるでしょうし、そもそも、ていねいな理由を構築する過程において情報開示の拒否や、一部拒否が減少するのではないかと思われます。

なお、不十分な理由付記は処分の^{かし}瑕疵であるとして、最高裁判決によって処分取消し^{かし}がなされた例もあります。(最高裁判決平成4年12月10日判時1453号116頁)

また、これまでの不服申立てに関する情報公開審査会の答申を見ると、実施機関が当初非公開とした部分のうち、全部あるいは一部を公開すべきとの判断が多いが、情報公開条例の趣旨に鑑みて、非公開の判断はより厳格に行われることが望まれます。

このため、非公開の判断に際しては、請求対象文書の細部にわたり情報公開条例第6条各号の該当性を検討し、その精度を高めることが求められます。

本市においては、これまでも情報公開制度の研修を行ってきているとのことですが、今後も研修を継続・充実することにより、実施機関においてより確な制度運用がなされるよう期待します。